

平成七年農林水産省令第十八号

関税暫定措置法施行令第二条第一項又は第

二項の証明書の発給に関する省令
関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二条第二項の規定に基づき、関税暫定措置法施行令第二条第一項の証明書の発給に関する省令を次のように定める。

（証明書の交付申請）

第一条 関税暫定措置法施行令第二条第一項又は

第二項の証明書の交付を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 輸出貨物の製造に使用する原材料として小麦又は大麦を輸入しようとする場合

イ 別記様式第一号による証明書交付申請書

二 小麦又は大麦の輸入に係る船荷証券の写し

ハ 輸出貨物の輸出に係る税関長の許可を証する書類

二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条の登録を受けたホテル業を営む者が、その登録に係るホテルにおいて使用する小麦粉を輸入しようとする場合

イ 別記様式第二号による証明書交付申請書

二 小麦粉の輸入に係る船荷証券の写し

ハ 別記様式第三号による小麦粉需給表

三 輸出貨物の製造に使用する原材料として米を輸入しようとする場合

イ 別記様式第五号による証明書交付申請書

二 小麦の輸入に係る船荷証券の写し

ハ 輸出貨物の輸出に係る税関長の許可を証する書類

四 繊維製品染色糊製造業者又は繊維製品染色加工業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合又は協同組合連合会が、繊維製品染色糊の製造に使用する原材料としてもち米の粉又はミールを輸入しようとする場合

イ 別記様式第六号による証明書交付申請書

二 小麦の粉又はミールの輸入に係る船荷証券の写し

ハ 別記様式第七号によるもち米の粉又はミールの輸入実績・計画表

二 別記様式第八号による繊維製品染色糊製造実績表

五 特定期食シリアルの製造に使用する原材料として粒状の米であらかじめ加熱による調理及び調味をし、乾燥後圧んしたものに限り、以下「米の調理調整品」という。）を輸入しようとする場合

イ 別記様式第九号による証明書交付申請書

二 別記様式第十号による米の調理調整品の輸入実績・計画表

ハ 別記様式第十一号による特定朝食シリアル製造実績表

（証明書の発給）

第一条 農林水産大臣は、前条の規定による申請を受けた場合において、証明書を発給することを適当と認めたときは、当該申請に係る申請書二通のうち一通に、証明する旨を記入し、これを証明書として当該申請をした者に交付するものとする。

第二条 農林水産大臣は、前条の規定による申請を受けた場合において、証明書を発給することを不適当と認めたときは、遅滞なく、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第三条 農林水産大臣は、前条の規定による申請をした者に対し必要な書類の提出を求め、又はその者から必要な事項について説明を求めることができる。

第四条 第一項の規定による証明書の交付は、当該申請を農林水産大臣が受理した日から起算して十五日を経過した日までにするものとする。

附 則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一年三月三一日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

いう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1号（第1条関係）

別記様式第1号（第1条関係） 輸出貨物の製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請書 農林水産大臣 聞	
年 月 日	
申 請 者 住 所	氏名又は名称及び代表者氏名 輸入業者 住 所
農林水産大臣は、前条の規定による申請を受けた場合において、証明書を発給することを不適當と認めたときは、遅滞なく、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。	
上記申請に係る品目は、輸出貨物の製造に使用する原材料であることを証明する。ただし、数量の増減は、4%の誤差率の範囲内に於ける輸入数量の算計	
1 品 目 2 種別及び数量 3 輸入業者 4 輸出する品目、数量（大麥（小麦）換算数量）、 輸出許可年月日及び輸出許可書類の文書番号 5 輸入 6 輸入年月日（予定） 7 輸入年月日が満了する会計年度における輸入数量の算計	
証 明 書	
農林水産大臣 印	

別記様式第1号（第1条関係） 国際観光ホテルにおいて使用する小麦粉である旨の証明書交付申請書 農林水産大臣 聞	
年 月 日	
申 請 者 住 所	氏名又は名称及び代表者氏名 ヨルタラ業者 住 所
農林水産大臣は、前条の規定による申請を受けた場合において、証明書を発給することを不適當と認めたときは、遅滞なく、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。	
上記申請に係る品目は、国際観光ホテルにおいて使用する小麦粉であることを証明する。ただし、数量の増減は、4%の誤差率の範囲内に於ける輸入数量の算計	
1 小麦粉の種別及び数量 2 輸入業者 3 輸入 4 輸入年月日（予定） 5 ヨルタラ業者 6 輸入年月日が満了する会計年度における輸入数量の算計	
証 明 書	
農林水産大臣 印	

別記様式第2号（第1条関係）

別記様式第3号（第1条関係）

別記様式第3号（第1条関係）					
小 委 約 請 案 表					
年 月 日 住 所 カナル名 代表者氏名					
(原付-1)					
年次（英語）	期初在庫	輸入量	供給計	消 費	期末在庫
年度（英語）					
年度（英語）					
年度（英語）					

別記様式第4号（第1条関係）

別記様式第4号（第1条関係）					
飲食物消費・宿泊実績表（ 年度）					
年 月 日 住 所 カナル名 代表者氏名					
(原付-1)					
区分	食 料	宿 宿	料	食 料	宿 宿
外個人	大変好入数	常好入数	合計	日 営	合計
日本個人					
合 計					

別記様式第5号（第1条関係）

別記様式第5号（第1条関係）					
農林省物の製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請書					
農林水産大臣 聞					
年 月 日					
申 請 者 住 所 名又は名称及び代表者氏名					
輸入業者 住 所 名又は名称及び代表者氏名					
輸出業者 住 所 名又は名称及び代表者氏名					
輸出貨物の製造に使用する原材料であることについて、開拓費販賣業者交付施行令第2条の規定の證明書の交付を受けたもので、下記により申請しました。					
なお、この申請は、眞実に照應なく、下記の点はこの申請書に記載する用途以外の用途には使用しません。					
記					
1. 原の種類及び数量					
2. 輸入年月					
3. 輸出貨物の品名、輸出業者（本業者登録）、 輸出業者住所及び輸出許可書類の文書番号					
4. 輸入業者名					
5. 輸入年月日（予定）					
6. 輸入年月日が属する会計年度における輸入数量の算計					
証 明 書					
審 批 年 月 日					
農林水産大臣 印					
上記申請に係る米は、輸出貨物の製造に使用する原材料であることを証明する。 ただし、数量の増減は、3の農業数量の±5%以内に限る。					

別記様式第6号（第1条関係）

別記様式第6号（第1条関係）					
織綿製品染色綿の製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請書					
農林水産大臣 聞					
年 月 日					
申 請 者 住 所 名又は名称及び代表者氏名					
輸入業者 住 所 名又は名称及び代表者氏名					
輸出業者 住 所 名又は名称及び代表者氏名					
織綿製品染色綿の製造に使用する原材料であることについて、開拓費販賣業者交付施行令第2条の規定の證明書の交付を受けたもので、下記により申請しました。					
なお、この申請は、眞実に照應なく、下記の点はこの申請書に記載する用途以外の用途には使用しません。					
記					
1. もらひ糸の約又はミールの種類及び数量					
2. 輸入年月					
3. 輸出業者名					
4. 輸入年月日（予定）					
5. 輸入年月日が属する会計年度における輸入数量の算計					
証 明 書					
審 批 年 月 日					
農林水産大臣 印					
上記申請に係る糸の約又はミールは、織綿製品染色綿の製造に使用する原材料であることを証明する。 ただし、数量の増減は、1の数量の±3%以内に限る。					

別記様式第7号(第1纂関係)

別紙様式第7号(第1次開設)				
もじ来る約又はモールの輸入実績・許可書				
年 月 日				
申請者 名前及び代表者名				
(原記: 1-2)				
1	前半年の輸入実績	通 営 年 月	通 境 数 量	(単位: トントン)
		初	二月	三月
		四月	五月	六月
		七月	八月	九月
		十月	十一月	十二月
		合計		
2 今後年の輸入実績・許可書		(単位: トントン)		
		通 営 年 月	通 境 数 量	
		初	二月	三月
		四月	五月	六月
		七月	八月	九月
		十月	十一月	十二月
		合計		

別記様式第8号

別記様式第9号（第1条関係）

特定期制便シールの製造に使用する原材料である旨の証明書交付申請書	
農林水産大臣 殿	
年 月 日	
中 國 姓 住 所 本名又は名前及び代表者氏名 輸入業者 姓 住 所 本名又は名前及び代表者氏名	
特定期制便シールの製造に使用する原材料であることをについて、 証明定期制便用 行事令第2条第2項の規定の内容を受け付けていたこと、下記により申告します。 たゞ、この申告は、直近に提出された、下記の農業関連物品はその申告書に記載す る内容と異なった場合に提出せんことを。	
記	
1. 米の調理用製品の種類及び数量 2. 輸入年 3. 輸入地 4. 輸入年月(平成) 5. 輸入年月日(平成)	
申告書提出の合併年度における輸入数量の算出	
証 明 書	
署 名 年 月 日	
農林水産大臣印	

別記様式第10号(第1条関係)

別記様式第11号（第1条関係） 特定期食シリアル製造実績表（ 年度）		
年 月 日	申請者 住 所	申込文は本件及び代表者氏名
(備註)トシ)		
特定期食シリアルの種類	製造数量	本社製造に原材料として使用した外国産の 米の調理調製品の数量
計		